



平成24年6月1日発行 第95号

INDEX

- 報酬算定・運営基準
「ヘルパー2級のサービス提供責任者体制の減算の届出について」
(1) 減算適用を受ける場合の届出について
(2) 「経過措置(適用除外)の届出」提出期日の延長について
「平成24年度介護報酬改定に係る届出、算定要件の確認について」
- お知らせ
「介護職員処遇改善交付金の支払終了について」
「社会福祉施設への自家発電装置緊急整備事業に係る補助の協議について」
- 注意
「負担限度額認定の申請について、利用者等に確認をお願いします」
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」
- 最近の動向
「介護サービス事業所の指定の取消等処分について」

○ ヘルパー2級のサービス提供責任者体制の減算の届出について

報酬算定・運営基準

(1) 減算適用を受ける場合の届出について

平成24年度介護報酬改定により、訪問介護・介護予防訪問介護において、ヘルパー2級資格のサービス提供責任者を配置する事業所は減算されることとなりました。

平成24年4月1日よりヘルパー2級資格のサービス提供責任者を1ヶ月(暦月)で1日以上配置している事業所(※)は、翌月サービス提供分の訪問介護費(介護予防訪問介護費)について減算が適用されることとなります。

従って、平成24年4月にヘルパー2級資格のサービス提供責任者を配置していた事業所は、平成24年5月サービス提供分について減算の適用を受けることとなります。当該事業所は、減算を届け出る必要がありますので、早急に減算適用の届出(減算体制「あり」の届出。適用年月日:平成24年5月1日)をご提出ください。

なお、当該減算の体制が解消された場合には、減算の適用を受けないこととなった旨の届出(減算体制「なし」の届出及び変更届)を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

(※)経過措置の届出を提出した事業所は、平成25年3月31日までは当該減算の適用を除外されます。

(2) 「経過措置(適用除外)の届出」提出期日の延長について

ヘルパー2級資格のサービス提供責任者体制の減算において、平成24年3月31日時点で現に従事していたヘルパー2級資格のサービス提供責任者については、その処遇に配慮する観点から、経過措置の適用を受けることができるとされています。

この経過措置を受けたい事業所は、平成24年5月1日までにヘルパー2級体制の経過措置(適用除外)の届出を提出することをお知らせしていたところですが、本経過措置の届出の趣旨を鑑み、このたび、この届出の提出期日を改めて設定いたしました。

新たな提出期限は、**平成24年7月31日(火)【必着】**となります。

ただし、この期日にかかわらず、可能な限り早急に届け出てください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

- 届出の様式等について(減算適用を受ける場合の届出)

→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等 >加算届出様式

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan/index.html)

- ヘルパー2級のサービス提供責任者体制の説明等(近日掲載予定)

→東京都介護サービス情報>各サービスに係る通知等>2 訪問介護・介護予防訪問介護

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/2_houkai/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成24年度介護報酬改定に係る届出、算定要件の確認について

平成24年4月1日付けで介護報酬改定が行われ、新しい介護報酬体系でのサービス提供が始まったところです。各事業所においては、新しい報酬体系での加算等の届出状況や各加算の算定要件について、報酬算定基準及び報酬算定の実施上の留意事項(老企第36号)等を再度ご確認ください、届出等に遺漏のないようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>平成24年4月介護報酬改定

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/24housyukaitei/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 介護職員処遇改善交付金の支払終了について

お知らせ

介護職員処遇改善交付金事業(基本事業)は、東京都国民健康保険団体連合会での平成24年7月支払分をもって終了します。

介護職員処遇改善交付金の対象となるサービス提供月は平成24年3月が最終となっており、通常、平成24年5月が最終の支払月です。しかし、月遅れ請求等に対応するため、2ヶ月延長し、平成24年7月を介護職員処遇改善交付金の最終支払月といたします。

請求漏れなどの理由により、これから遡って交付金の対象となるサービス提供月分の介護報酬を請求する予定の事業所は、平成24年6月10日(日曜日)までに東京都国民健康保険団体連合会へ介護給付費請求書等を御提出いただくようお願いします。

【処遇改善交付金お問い合わせ専用電話】介護保険課処遇改善交付金担当 TEL03-5320-4343

※ 受付時間:平日9時30分~17時(11時45分~13時15分を除く)

お知らせ

○ 社会福祉施設への自家発電装置緊急整備事業に係る補助の協議について

東京都では、計画停電時等に備え、人工呼吸器等の作動に必要な電力を供給するための自家発電装置の設置に対する支援を行っております。平成24年度においては、以下のとおり補助事業を実施いたしますので、自家発電装置の設置の際にご検討ください。詳細については、以下のホームページをご覧ください。

【補助対象】:平成23年3月11日時点で開設している対象施設

【対象施設】:介護老人保健施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム

【補助額】:補助基準額 9,000 千円 補助率 1/2

【スケジュール】:第1回協議書締切 平成24年 6月29日(金)

第2回協議書締切 平成24年10月26日(金)

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>高齢者施設>東日本大震災関連情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/shinsai_jouhou/index.html)

【お問い合わせ先】施設支援課施設整備係 TEL03-5320-4321

注意

○ 負担限度額認定の申請について、利用者等に確認をお願いします

特定入所者介護サービス費(補足給付)に係る負担限度額認定の申請については、被保険者等に対し、保険者を通じて広報等によりお知らせしているところですが、介護保険施設等におかれましても、利用者等に対する周知確認により、申請漏れのないようご配慮願います。

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

注意

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具(補助手すり(ベッド用)、車いす(入浴用)、介護ベッド用手すり、電動車いす(ハンドル型))に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成24年4月10日～5月11日公表分。)詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

また、これまでに消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する事故情報が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公開されています。福祉用具の適切な使用と事故防止にご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報＞利用者の安全確保にかかる注意喚起

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html)

【日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)】

(<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>)

最近の動向

○ 介護サービス事業所の指定の取消等処分について

東京都福祉保健局は、平成24年4月24日付で「株式会社サンラック」が運営する指定通所介護事業所「茶話本舗デイサービス二番茶屋」(東京都狛江市岩戸南2-23-14)について、平成24年4月24日から同年10月23日までの6か月間、新規利用者の受け入れ停止を内容とする、指定の一部の効力を停止することを決定しました。なお、処分理由は、以下のとおりです。

不正の手段による指定申請(法第77条第1項第9号)

東京都においては、指定居宅サービス事業者が指定を受けるに当たって、人員基準を満たしているかどうかを確認するため、勤務予定者全員の資格証等の裏面等に指定を受ける事業所に勤務する意思のある旨を記載した自筆の誓約文等を、指定申請書に添付するよう求めている。

しかしながら、株式会社サンラックが運営する指定通所介護事業所「茶話本舗デイサービス二番茶屋」は、指定申請時(平成21年11月30日)に届出されている従業者の当該事業所に勤務するという意思確認をするための誓約書について、指定申請前(平成21年11月27日)に財団法人東京都福祉保健財団の指定申請窓口において、本人の自筆による誓約文等を添付するよう説明を受けていたにもかかわらず、生活相談員及び介護職員について、本人以外の者が署名・押印して作成した虚偽の誓約書を添付して指定申請し、不正の手段により法第41条第1項の指定を受けた。

※ 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報＞事業者に関する情報＞廃止・休止・取消事業所一覧

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyohaishi/index.html)

【お問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290